地域未来投資促進法に基づく課税免除までの手続

順番は前後可
ただし、確認書交付前の取得不可
（土地を除く）

原則決算終了後2ヶ月以内
※確定申告を延長している場合はその期限まで

- 地域経済牽引事業計画の申請・承認
- 主務大臣が定める基準に係る確認申請・確認書交付（九州経済産業局あて）
- 事業着手
- 事業完了・償却開始
- **●御社の決算月（平成　年　月）**
- 適用工場等申請（●●振興局あて）
- **●提出期限（平成　年　月）**
- 実施状況報告書の提出（事業年度終了後3ヶ月以内）
- 現地調査・適用工場等指定
- 免税（不均一課税）申請（●●県税事務所あて）

→ 課税免除